

韓国知的財産弁護士協会との共同セミナー等 開催報告

(日弁連知的財産センター・弁護士知財ネット合同調査)

日弁連知的財産センター
弁護士知財ネット

【調査報告書：目次】

第1章 訪問の概要（相良由里子 弁護士／林いづみ 弁護士）

- 1 訪問計画の趣旨
- 2 訪問スケジュール
- 3 訪問団の構成

第2章 個別報告

1 プロダクション訪問

(1) H Y B E

(越智貴大 弁護士、平野恵稔 弁護士)

(2) J Y P

(野村信之 弁護士／藤川義人 弁護士)

2 K I P L Aとの共同セミナー

(1) 不正競争防止法について

(近藤正篤 弁護士、齋藤理央 弁護士、服部 誠 弁護士)

(2) エンターテインメント法について

(山中智代 弁護士、照井 勝 弁護士、三尾美枝子 弁護士)

第3章 総括（相良由里子 弁護士／林いづみ 弁護士）

第1章 訪問の概要（相良由里子弁護士／林いづみ弁護士）

日弁連知的財産センター¹（以下「知財センター」という。）及び弁護士知財ネット²（以下「知財ネット」という。）は、令和7（2025）年4月4日（金）に、韓国知的財産弁護士協会（以下

1 知財センターは、2009年に設立された日本弁護士連合会内の知的財産法分野を所管する専門特別委員会である。全国各地から選出された知的財産法分野実務を手掛ける85名以内の委員及び幹事によって構成される。なお、2002年に設立された日弁連知的財産政策推進本部（日弁連会長が本部長）を前身に持つ。

2 知財ネットは、各地域の知財ニーズに応えるために知財高裁の創設と機を一にして平成17年（2005年）4月に創設された弁護士約1,200名が加入する全国規模のネットワークとしての任意団体である。弁護士の知的財産関連業務における地域密着型の司法サービスの充実と拡大を目指し、専門人材の育成や司法サービスの基盤確立を目的として活動している。

「KIPLA」という。)の協力の下、韓国ソウルにおいて、韓国のエンターテインメントプロダクション訪問及びKIPLAとの共同セミナーを実施した。

知財センターと知財ネットの合同外国訪問プロジェクトは、平成26年(2014年)実施のインドネシア訪問、平成28年(2016年)実施のミャンマー訪問及びシンガポール訪問、平成29年(2017年)実施のベトナム訪問、平成30年(2018年)実施の台湾訪問後は、新型コロナウイルス感染症の蔓延により中断していたが、令和5年(2023年)に再開して実施したマレーシア訪問に続く、第7回目のプロジェクトである。

KIPLAは、韓国における知財弁護士の育成や知財法制度の発展、知財制度の啓発等を目的として2014年に設立された団体であり、昨年設立10周年を迎えた。KIPLAと知財センター及び知財ネットとは、定期的に交流を行っており、直近では、2018年に京都において知財ネットの総会に合わせて共同セミナーを開催した。新型コロナウイルス感染症の蔓延により交流が中断していたが、今回の訪問はそれ以来初であり、7年ぶりの交流再開となった。

1 訪問スケジュール

(1) 4月4日午前 エンターテインメントプロダクション訪問

韓国の主要産業となっているエンターテインメントの実態を探るべく、KIPLAの協力により、韓国の4大エンターテインメントプロダクションのうちの2社である、HYBEとJYPを訪問した。

訪問団は2つに分かれ、それぞれHYBEとJYPのPR担当者や法務担当者と意見交換をすることができた(第2章「1」)。

(2) 4月4日午後 KIPLAとの共同セミナー

同日午後は、法務法人和友のセミナールームにて、KIPLAとの共同セミナーを実施した。テーマは、両国において発展著しい不正競争防止法とエンターテインメント法についてであった(第2章「2」)。

2 訪問団の構成

今回の訪問団は、相良由里子委員長はじめ知財センター委員11名と、林いづみ理事長はじめ知財ネット(国際チーム)所属弁護士9名の、総勢20名で構成された³。

第2章 個別報告

1 プロダクション訪問

(1) HYBE(越智貴大 弁護士、平野恵稔 弁護士)

ア 訪問概要

今回の現地調査では、最初に韓国の芸能プロダクションであるHYBEとJYPに2班に別れて訪問することとなり、筆者は、このうち、BTSら多数の人気アーティストを擁する韓国有数の芸能プロダクションであるHYBEを訪問した。

3 林 いづみ(東京)、外山 太士(東京)、齋藤 理央(東京)、矢部 耕三(第一東京)、城山 康文(第一東京)、服部 誠(第一東京)、照井 勝(第一東京)、木村 剛大(第一東京)、近藤 正篤(第一東京)、三尾 美枝子(第二東京)、相良 由里子(第二東京)、星 大介(第二東京)、野村 信之(第二東京)、越智 貴大(第二東京)、平野 恵稔(大阪)、重富 貴光(大阪)、藤川 義人(大阪)、小池 眞一(大阪)、山中 智代(愛知県)、木野村 英明(釧路)の20名〔括弧内は所属弁護士会〕。



(HYBEは他の芸能プロダクションとは異なり、ビル一棟全てが社屋となっている。)

以下では、「肖像権・パブリシティ権」(後記「イ」)、「アーティストの7年間の専属契約に対するHYBEの見解」(後記「ウ」)、「制作(物作り)の方針」(後記「エ」)について、HYBE役員や従業員らから伺った事項などを基に詳論する。

イ 肖像権・パブリシティ権

HYBEのビルを出ると、周囲のバス停の看板や前の空き地に大型トラックが停めてあり、そこにはHYBEのアーティストの肖像やそれと共に例えばそのアーティストの誕生日をお祝いするメッセージが書かれた広告と見える広告物のようなものが見える(写真参照)。人気のあるアーティストの誕生日には大型トラックが何台も正面道路に停まっていることもあるらしい。また、周辺には一面に、アーティストのポスターなどが飾られたコンビニ、カフェ等がある。



HYBEがアーティストを広告しているのかと思いきや、驚くことに、これらの装飾は、制作から掲載まで、いわゆる「推し」のアーティストを応援するファンなどが全て自費で行っているそうである。

近時、韓国では、不正競争防止法の改正により、いわゆるパブリシティ権が明文化された⁴ところ、掲載者は、HYBEのアーティストの肖像をHYBEに無断で使用しているため、掲載者によるこれらの装飾等がHYBEのパブリシティ権（及び肖像権）を侵害する可能性がある。

しかしながら、HYBE担当者によると、掲載者らに対し、パブリシティ権侵害や肖像権侵害を理由とする請求はしていないとのことである。

その理由を直接伺うことはできなかったが、（筆者の私見では、）当然ながら、HYBEとしては、自社のアーティスト等をファンから応援（イベント収益やグッズ収益等）してもらうことにより、利益を得ているわけなので、そのようなファンの気持ち（ないしはファンへの感謝）をないがしろにしないためであると推察される。

ウ アーティストとの7年間の専属契約に対するHYBEの見解

韓国では、練習生として所属していたアーティストがデビューする際に所属事務所との間で7年間の専属契約を締結することが一般的な取扱いになっているようである。

ちょうど、筆者らがHYBEを訪問する数日前に、HYBE傘下の芸能プロダクションであるADORとADOR所属のガールズグループであるNewJeansとの間の7年間の専属契約について、NewJeansによる専属契約の解除の有効性等を巡って、ADORが申し立てた仮処分の認容判決（※概要「ADORがNewJeansとの専属契約に基づき、企画会社の地位を持っており、NewJeansはADORの事前の承認なく独自に芸能活動を行ってはならない」というもの。）が出されたところであった⁵。

率直に、アーティストが7年もの間プロダクション側との契約に拘束され、独自の芸能活動が制約されるのは、アーティストにとって酷ではないか、との見解も想定されるところである。

もっとも、この点について、HYBE社内でも過去に7年間という契約期間の妥当性について議論になったこともあったようであるが、結果としては、専属契約の「7年間」の起算点はアーティストの「デビュー時」であるところ、アーティストが本格的に「売れた（ヒットした）」時点における専属契約の残り期間は僅かであることが多く、アーティストに投資（※練習設備の提供やPR活動など）するプロダクション側としては、通常の投資に比してかなりのリスク（※アーティストが売れる（ヒットする）までにかかなりの費用と時間を費やしていることが多いため、アーティストが「売れた（ヒットした）」時点での残された専属契約の期間で、それまでに支出した費用等を回収できなければ、当然にプロダクション側が損失を被ることになる。）を負った契約をしているため、アーティストとの7年間の専属契約の締結を続けているようである。

エ 制作（物作り）の方針

最後に、知的財産とはあまり関係のない話ではあるかもしれないが、HYBEの楽曲等コンテンツの制作に対する方針が非常に興味深かったため、簡単に紹介する。

HYBEでは、楽曲やミュージックビデオ等の作品の制作は全て現場（作曲家・作詞家、プロデューサー等）に一任しており、会社は一切干渉しない方針を採っている（会社は専ら経営、法務、会計など作品の制作に関連しない業務を行う。）。この方針は韓国本社だけでなく、北米・南米の

4 韓国の不正競争防止法第2条第1号タ目は、「国内に広く認識され、経済的価値を持つ他人の氏名、肖像、音声、署名など、その他人を識別できる表示を公正な商取引慣行や競争秩序に反する方法で自分の営業のために無断で使用することにより、他人の経済的利益を侵害する行為」を不正競争行為と位置付け、侵害禁止請求権や損害賠償請求権の対象としている。

5 なお、その後、NewJeans側が当該判決に対し異議を申し立てたが、棄却されている。

子会社法人など海外拠点においても同様であり、それぞれの海外拠点が活動している地域における需要に最適なコンテンツを提供できるようにしている。

その理由を伺ったところ、主に作品の制作に関連しない業務を会社を集約させ、作品の制作のみを現場に集中させた方が、よりよい作品を生み出すことができ、結果として、HYBE全体の利益につながる、という考えが、HYBEとしての根底にあるからである。なお、この方針を象徴するかのよう、HYBE本社社屋内での階層の使われ方も明確に分かれている。アーティストや制作関係者が出入りする設備を含む階は低層階に配置される一方で、経営サイドに関わる部署の階層が中層階に配置されており、両者の動線は基本的に分離されている。全社員共通に利用できるのは、上層階の集会スペース、社内食堂スペースなどに留まっている。

(2) JYP (野村信之 弁護士／藤川義人 弁護士)

ア JYP訪問の概要

今回の韓国訪問調査での最初の日程としてソウル江東区にあるエンターテインメント事務所であるJYPエンターテインメント（以下「JYP」という。）を訪れた。JYPといえば、日本でも人気のあるK-POPアーティストである、TWICEやNiziU、Stray Kids等を輩出する、韓国の4大エンターテインメント事務所の一角を占める有名事務所である。

今回は、近年、世界のエンターテインメント業界で大きく飛躍し、人気を博しているK-POP業界のビジネスと知財管理について調査すべく、JYPの本社を訪れた。

JYP訪問での案内役としては、JYPのインハウスロイヤーで米国弁護士であるパク弁護士、通訳の役目を兼ねた引率役として弁護士法人SHIN & KIMのキム弁護士に主にご案内をいただいた。

JYP本社は、現在のオフィスが二代目のオフィスであり、三代目のオフィスへの移転予定であることをご説明いただいた。これから移転されるオフィスは、現在のオフィスの約5倍の大きさで、非常にデザイン性に富んだオフィスへの移転がなされる予定である。

本JYP訪問の主な構成は、ご挨拶を兼ねたイントロダクション、オフィスツアー、JYPからの事業や知財管理についてのご説明と質疑応答、という構成であった。



イ インTRODクシヨン

はじめに、JYPの会議室にて韓国側からのご挨拶をいただき、前述 のパク弁護士、キム弁護士、その他同行されたKIPLA（韓国知財弁護士協会）側の弁護士の方々からも自己紹介をいただいた。

その後、日本側参加者は、JYPの会社理念やアーティスト紹介等を含んだムービーを鑑賞し、JYPについて詳しく知らない参加者でもJYPの事業を理解ができるよう事前知識を得た上で訪問をスタートさせることができた。

ウ オフィスツアー

会議室でのイントロダクション後、JYPのパク弁護士のご案内でオフィスツアーを行っていただいた。

普段K-POPアーティストや練習生が使用しているダンス練習のための鏡張りのトレーニングルームや、メイクルーム、歌の練習のための部屋等を初めに見学した。

さらに、プロデューサーたちの専用の個室が集まるフロア、社員食堂や社内カフェ等を周った。印象的であったのは、ダンスのためのトレーニングルームには、マドンナ、マイケル・ジャクソン等の名称が付けられ、プロデューサーの各部屋にもアメリカの有名音楽プロデューサーの名前が部屋の名称として付けられていたことである。

JYPの設立者であるパク・ジニョン氏の尊敬しているアーティスト等の名称が部屋につけられているところに、設立者の想いが感じられた。

エ ご説明と質疑応答

JYP訪問の最後に、メインであるJYPにおける事業や知財管理についてのご説明を受ける時間をいただいた。

JYPにおいては、K-POP音楽事業のグローバルな展開に力を入れており、海外進出に際しては、海外のレコード会社と提携しながら進めているとのことであった。

たとえば、日本であればソニー・ミュージックエンタテインメント社との提携を行い、日本の事業を進めている。各国の著作権等の法的な問題については、上記のソニー・ミュージックエンタテインメント社のような海外の提携会社の協力も得て、法的課題をクリアしているとのことであった。

また、JYPにおけるアーティストのデビューまでの養成のシステムやアーティストの契約事情、さらには、近時よく見られるYouTube上でのファンによるアーティストの広告・宣伝にも役立つとも捉えられる著作権・パブリシティ権侵害行為への対応方針などについても説明を受け、意見交換することができた。

そして、参加者からは、韓国政府からのエンターテインメント業界への支援は大きいのか、K-POPの現在の世界での成功の要因は何かなどの一般的な質問も出て、非常に活発な議論がなされた。

これらについて、韓国政府からは韓国文化輸出のための大きな枠組みとしての支援があるとは考えられるが、エンターテインメント業界への特別な援助等は思い当たらないこと、K-POPの成功は、韓国エンタメ業界の養成システムに支えられ、これに加えてファン組織を大事にしながら、SNSにも力を入れていることも大きいと考えるとの話が出ていた。

このように議論は非常に活発になされたため、予定時間を超過し、濃密な調査、交流を図ることができた。

2 K I P L Aとの共同セミナー

今回のセミナーでは、2つのセッションが開催され、各セッションでは、不正競争防止法とエンターテインメント法が取り上げられた。また、各セッションでは、韓国・日本の各代表者が、それぞれ基調報告を行い、これに続いて、韓国側の報告に対しては日本側の討論者から、日本側の報告に対しては韓国側の討論者から、その後の討論の導入として報告に対するコメント及び質問の提起が行われ、これを契機として、討論者、報告者そしてフロアを交えた討論が行われた。以下、不正競争防止法、エンターテインメント法に関する2つのセッションについて、その概要を報告する。

(1) 不正競争防止法について (近藤正篤 弁護士、齋藤理央 弁護士、服部 誠 弁護士)

ア 韓国側の発表・討論：韓国の不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律－成果盗用行為など (基調報告：キム・ユンヒ弁護士、討論者：服部誠弁護士)

(ア) キム・ユンヒ弁護士による基調報告の概要
キム・ユンヒ弁護士からは、日本の不正競争防止法 (以下「日本不競法」という。) 等における規律と対比しながら、韓国の不正競争防止法 (以下「韓国不競法」という。) の概要と近時の裁判例について報告が行われた。

a 日本不競法との共通点ないし類似点

まず、韓国不競法には、日本不競法と共通ないし類似する規定として、概略、次の各規定が設けられていることについて説明があった (なお、下記の対比表は、必ずしも要件が同一という訳ではないが、対応関係にあるといえる日本不競法と韓国不競法の規定を列挙したものであり、キム・ユンヒ弁護士の報告において指摘のあった韓国不競法の条文及び報告内容を踏まえ、筆者が作成した。)

日本不競法	韓国不競法
2条1項1号 (周知表示混同惹起行為)、19条1項4号 (適用除外：周知性獲得以前からの先使用)	2条1号ガ目 (商品表示標識) 及び 2条1号ナ目 (営業表示標識) ※電気通信回線を通じた提供に関する規定はない。
2条1項2号 (著名表示冒用行為)、19条1項5号 (適用除外：著名性獲得以前からの先使用)	2条1号ダ目 (ただし、他人の標識の識別力・名声を損なう行為が対象) ※同目の解釈として、特定の業界を超えた周知性が要求されている。
2条1項3号 (商品形態模倣行為) ※同号括弧書き (当該商品の機能を確保するために不可欠な形態を除く) 19条1項6号 (適用除外：日本国内における最初の販売日から起算して3年の経過)	2条1号ザ目 ※2条1号ザ目(2)は「同種の商品が通常持つ形態」を規制対象から除いている。 ※2条1号ザ目(1)は「商品の試製品製作など商品の形態が備えられた日から3年間が経過した商品」については適用除外としている。
2条1項4号～10号 (営業秘密に係る不正行為) －2条1項4号 (権原のない者による不正取得等) －2条1項5号 (取得時悪意転取者・不正取得者からの取得) －2条1項6号 (取得時善意転得者・不正取得者からの取得) －2条1項7号 (権原のある者による不正使用等)	2条3号ガ目、ナ目、ダ目、ラ目、マ目、バ目 －2条3号ガ目 －2条3号ナ目 －2条3号ダ目 －2条3号ラ目

- 2条1項8号 (取得時悪意転取者・正当取得者からの取得)	- 2条3号マ目
- 2条1項9号 (取得時善意転取者・正当取得者からの取得)	- 2条3号バ目
- 2条1項10号 (営業秘密侵害品の譲渡等)	- N/A
2条1項11～16号 (限定提供データに係る不正行為)	2条1号カ目(1)～(3)
- 2条1項11号 (権原のない者による不正取得等)	- 2条1号カ目(1)
- 2条1項12号 (取得時悪意転取者・不正取得者からの取得)	- 2条1号カ目(3)
- 2条1項13号 (取得時善意転取者・不正取得者からの取得)	- 2条1号カ目(3)
- 2条1項14号 (権原のある者による不正使用等)	- 2条1号カ目(2)
- 2条1項15号 (取得時悪意転取者・正当取得者からの取得)	- 2条1号カ目(3)
- 2条1項16号 (取得時善意転取者・正当取得者からの取得)	- 2条1号カ目(3)
2条1項17号、18号 (技術的保護手段に対する不正行為)	2条1号カ目(4)
2条1項19号 (ドメイン名に係る不正行為)	2条1号ア目
2条1項20号 (誤認惹起行為)	2条1号ラ目 (原産地誤認) 2条1号マ目 (生産加工地誤認) 2条1号バ目 (品質等誤認)
2条1項22号 (代理人等の商標冒用行為)	2条1号サ目

b 日本不競法との相違点

続いて、韓国不競法には、日本不競法にない独自の規定として、①アイデア奪取行為の禁止 (韓国不競法2条1号チャ目) (2018年4月17日改正、同年7月18日施行)、②人的識別標識無断使用の禁止 (韓国不競法2条1号タ目) (2021年12月7日改正、2022年4月20日施行)、③成果盗用行為の禁止 (韓国不競法2条1号パ目 (現在)) (2013年7月30日改正、2014年1月31日施行) が設けられていることについて、それぞれ説明があった (次の①～③の各条項の日本語訳は、キム・ユンヒ弁護士作成の報告用スライドの日本語訳を参照し、作成したものである。)

韓国不競法2条1号チャ目【「①アイデア奪取行為の禁止」関連】

事業提案、入札、公募など取引交渉又は取引過程で経済的価値を持つ他人の技術的又は営業上のアイデアが含まれた情報をその提供目的に違反して自身又は第三者の営業上の利益のために不正に使用したり、他人に提供して使用させる行為。ただし、アイデアの提供を受けた者が提供を受けた当時、既にそのアイデアを知っていたか、又はそのアイデアが同種業界で広く知られた場合は、この限りではない。

韓国不競法2条1号タ目【「②人的識別標識無断使用の禁止」関連】

国内に広く認識され、経済的価値を持つ他人の氏名、肖像、音声、署名など、その他人を識別できる標識を公正な商取引慣行や競争秩序に反する方法で自分の営業のために無断で使用することにより、他人の経済的利益を侵害する行為

韓国不競法2条1号パ目（現在）【「③成果盗用行為の禁止」関連】

その他、他人の相当な投資や努力で作られた成果などを公正な商取引慣行や競争秩序に反する方法で自分の営業のために無断で使用することにより、他人の経済的利益を侵害する行為

まず、①アイデア奪取行為の禁止（韓国不競法2条1号チャ目）については、韓国の取引実務において（企業規模を問わず）頻発した問題を規律するために導入された条項であり、（事例判断ではあるが）結論として上記チャ目に基づく請求を否定する裁判例も多く存在すること等について補足がなされ、また、関連裁判例（肯定例・否定例）が紹介された。

次に、②人的識別標識無断使用の禁止（韓国不競法2条1号タ目）については、BTS写真集事件（大法院2020年3月26日付2019マ6525決定）を契機として新設され、2021年12月7日改正（2020年4月20日施行）によって導入された条項であること、他方で、パブリシティ権については、同条項の導入後もケースバイケースの判断が続いていること等について補足がなされた。

また、③成果盗用行為の禁止について定める韓国不競法2条1号パ目（現在）は、不正競争行為の一般条項として規定されていること、同日が問題となった裁判例は韓国において数多く存在すること等について補足がなされ、また、関連裁判例（肯定例・否定例）が紹介された。

（イ） 討論パートにおける議論の概要

討論パートでは、日本側（服部誠弁護士）から、アイデア 奪取行為の禁止（韓国不競法2条1号チャ目）に関連して、まず、営業秘密侵害行為との関係を尋ねるコメントがなされた。これに対しては、両者は別の規定として設けられていること、特に営業秘密侵害行為については刑事罰の規定があるといった相違点の補足がなされた。また、特許庁長官による直接是正命令制度（韓国不競法8条）の実効性や同制度の活用にあたっての弁護士の役割についても質問がなされたが、同制度については導入から間もないため、今後の活用事例の集積が待たれるとのことであった。

続いて、人的識別標識無断使用の禁止（韓国不競法2条1号タ目）に関連して、日本のパブリシティ権と対比しつつ、人的識別標識に係る利益の帰属主体、請求主体に関するコメントがなされた。これに対しては、帰属・請求主体についてはまだ判例がないこと、また、BTS写真集事件（大法院2020年3月26日付2019マ6525決定）では、成果盗用行為の禁止の成否を検討する文脈で、事務所が成果を保有すると判断されたことを踏まえ、人的識別標識の無断使用の禁止の成否との関係においても、帰属・請求主体が個人ではなく（個人の所属する）事務所となる可能性の示唆があった。

また、成果盗用行為の禁止（韓国不競法2条1号パ目（現在））に関連して、日本の北朝鮮事件最高裁判決と対比しつつ、特許や著作権に基づく請求と（韓国）不競法に基づく請求の選択に関するコメントがなされたが、この点については、韓国不競法に基づく請求については法律上の要件を満たせば足り、特段、補充性といった追加的な要件は課されていないとのことであった。

このように、討論パートでは、韓国不競法と日本不競法を対比しつつ、両者の共通点・相違点に関する知見を深め、更に互いの法制度・実務での活用を模索するといった観点から、活発な議論が行われた。

イ 日本側の発表・討論：不正競争防止法の近時の改正について：（基調報告：齋藤理央弁護士、討論者：クァク・ジェウ弁護士）

（ア） 齋藤理央弁護士による基調報告の概要

齋藤理央弁護士からは、韓国不競法等における規律と対比しながら、日本不競法の近時の改正に関連して、次の①～⑤の点を中心に報告が行われた。

- ① 商品形態模倣（日本不競法2条1項3号）のデジタルへの拡張
- ② 営業秘密・限定提供データに関する法改正
- ③ ①・②以外の日本不競法の近時の改正事項
- ④ パブリシティ権・人の声の権利等に関する近時の議論
- ⑤ 一般不法行為による救済の可能性

a 日本不競法の令和5年（2023年）改正（①～③）

まず、日本不競法の令和5年（2023年）改正の内容との関係で、①他人の商品の形態を模倣した商品の提供行為に関し、デジタル空間上の商品形態模倣品の提供行為（「電気通信回線を通じて提供」する行為）が日本不競法2条1項3号に定める不正競争行為の対象となったこと、そして、同号の「商品」に無体物が含まれるという解釈が明確化されたことによって、現実世界の商品の形態が現実世界で模倣された場合に加えて、同形態がデジタルで模倣された場合、また、デジタルの商品の形態が現実世界又はデジタルで模倣された場合が不正競争行為の対象となることが確認され、今後、NFTやメタバースにおける侵害事例への適用が期待されることについて説明がなされた。

次に、営業秘密・限定提供データとの関係では、主として、②-1 国際裁判管轄・準拠法の規定の整備（日本不競法19条の2及び3。日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密であって日本国内で管理されているものについては、その侵害が日本国外において発生した場合にも、日本の裁判所に訴訟を提起でき、日本不競法が適用される旨の規定の追加。）、②-2 営業秘密の使用等の推定規定の拡充（日本不競法5条の2）、また、②-3 「限定提供データ」の保護が平成30年（2018年）改正で導入されたことに加えて、令和5年（2023年）改正によって、営業秘密の保護との整理が行われたこと（従前は「秘密として管理されているものを除く」と規定されていた点につき、秘密として管理されてかつ公知の情報が営業秘密としても限定提供データとしても保護されない状況となっていたため、この保護の間隙を埋めるため、「営業秘密を除く」と変更。）について説明がなされた。

さらに、その他の改正事項として、（日本では懲罰的損害賠償制度が採用されていないことに触れた上で、）③-1 損害賠償額の算定規定が拡充されたこと（日本不競法5条1項2号（及び1号）。被侵害者の生産能力等を超える損害分も使用許諾料相当額の請求が可能であることの明記など。）、③-2 外国公務員贈賄に対する罰則の強化拡充（日本不競法21条4項4号、同条11条、22条1項1号）について説明がなされた。

b パブリシティ権・人の声の権利等に関する近時の議論（④）

次に、パブリシティ権・人の声の権利等に関する日本における近時の議論として、不競法による保護も有力候補と考えられることの説明がなされた。また、この点に関連して、知的財産戦略本部「知的財産推進計画2024～イノベーションを創出・促進する知財エコシステムの再構築と『新たなクールジャパン戦略』の推進に向けて～」⁶・18頁における言及や、本セミナーの直前である2025年3月25日に開催された第28回 産業構造審議会 知的財産分科会 不正競争防止小委員会の資料4「経済産業省経済産業政策局知的財産政策室『前回までにいただいた御指摘事項等に係る対応について（令和7年3月）』」⁷・9～15頁において、現行不競法2条1

6 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/pdf/siryoushiyou2.pdf>

7 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiteki_zaisan/fusei_kyoso/pdf/028_04_00.pdf

項1号（周知表示混同惹起行為）、同項2号（著名表示冒用行為）、同項20号（誤認惹起行為）、同項21号（信用毀損行為）による対処が示唆されていること（及び、現行不競法の考え方から想定し得る適用事例が紹介されていること）についても紹介された。

c 一般不法行為による救済の可能性（⑤）

まず、日本不競法には、不正競争行為に関する一般条項がないこと⁸について確認した上で、一般不法行為による救済の可能性として、最判平成17年7月14日・民集59巻6号1569号〔北朝鮮事件最高裁判決〕が紹介された。そして、同最高裁判決及びその後の裁判例の状況を踏まえると、基本的には、不正競争行為に該当しないにもかかわらず一般不法行為に該当するとして救済される場合は極めて限定的であることが補足された。

もっとも、この点に関しては、今後も裁判例の動向を注視する必要がある、近時、大阪高判令和6年5月31日（令和5年（ネ）第2172号）〔ワンスプーン事件〕（一般不法行為による救済を肯定）、東京高判令和6年6月19日（令和3年（ネ）第4643号）〔バンドスコア事件〕（一般不法行為による救済を肯定）、大阪高判令和7年1月30日（令和6年（ネ）第338号、令和6年（ネ）第1217号）〔棋譜配信事件〕（判決理由中において、棋譜情報の配信行為の一般不法行為該当性を肯定）など、一般不法行為による救済を肯定する高裁判決の言渡しが続いていることが紹介された。

（イ） 討論パートにおける議論の概要

討論パートでは、韓国側（クァク・ジェウ弁護士）から、まず、日本不競法の令和5年（2023年）改正（①～③）に関し、本基調報告を通じて、韓国不競法と日本不競法と類似点・相違点の理解が深まったこと、また、特に商品形態模倣規制のデジタル空間への拡張については、韓国における今後の議論との関係でも示唆に富むものであることについて、コメントがなされた。

続いて、現実世界における模倣とデジタル空間における模倣の基準の違いや、特に最近のトレンドとして見られる、生成AIを利用したスタジオジブリの作品風のイラストの生成を例に、作風の法的保護について質問がなされた。前者については、広く共通の基準が両場面に適用され得るのではないかと、他方で、基準の適用に当たって各場面における特有の事情も考慮の必要があるのではないかとといった点が議論された。また、後者については、著作権との関係ではキャラクターや作風はアイデアの部類に属するため、事実関係次第ではあるものの、基本的には保護のハードルは高いと考えられていること、また、不競法や一般不法行為による保護については、今後更に議論が必要と考えられること等が議論された。

なお、営業秘密に関する国際裁判管轄・準拠法の規定の整備（②-1）については、フロアからも、損害賠償請求の場合における行為地・損害発生地の見方や日本裁判所の言い渡した判決の（海外における）執行等に改正法の適用が認められた事例に関する質問がなされるなど、関心の高さが窺われた（改正法の適用を前提とした裁判例については、現時点では不見当と思われる。）。

最後に、一般不法行為による救済の可能性（⑤）に関して、フリーライド行為について一般不法行為を超えて不正競争行為として（日本不競法によって）規制する必要性を問うコメントがなされた。この点については、規制する法律ないし条項の有無によって（被疑侵害利益の性質次第

8 これに対し、前記の2(1)ア(イ)において触れたとおり、韓国不競法には、不正競争行為に関する一般条項が存在する（韓国不競法2条1号バ目）。

ではあるが) 差止請求の可否や、推定規定の適用の有無に差が生じ得ること、(日本の裁判実務における) 自由競争の範囲の逸脱という考え方自体は(韓国不競法における) 一般条項による保護と通底する部分があるように思われること、基準としての明確性や予測可能性の担保といった観点を踏まえた今後の立法化の可能性等が議論された。

このように、討論パートでは、日本不競法の令和5年(2023年)改正を踏まえ、今後更に検討を要する事項について、活発な議論が行われた。



討論をする服部誠弁護士(左)と発表をする齋藤理央弁護士(右)

(2) エンターテインメント法について(山中智代 弁護士、照井 勝 弁護士、三尾美枝子 弁護士)

ア 韓国側:韓国のエンターテインメント産業における近年の論点(発表:キム・ムンヒ弁護士、討論者:三尾美枝子弁護士)

エンターテインメントに関する韓国側の発表は、韓国で近年エンターテインメント関係で問題となった事案の紹介とその論点に関する討論であった。

(ア) ガールズグループ「NewJeans」と所属事務所間の専属契約紛争

まず、K-POPグループの「NewJeans」とその所属事務所との間の契約に関して裁判になっていることは、K-POPファンの間ではよく知られているところであるが、今回のセミナーが開催される約2週間前の3月21日に仮処分決定が出ており、タイムリーな内容での解説があった。当該仮処分決定はNewJeansの所属事務所であるADOR側の主張を全面的に裁判所が認めた。①NewJeans側によるADORの債務不履行及び信頼関係の破壊に関する主張を退け、②ADORが失敗するハイリスクを冒しながら大規模な資金投資をし、NewJeansがデビュー後2年で専属契約関係から離脱することによりADORが損害を被るとして、保全の必要性を認め、ADORが専属契約に基づき、NewJeansに対する所属事務所としての地位を現在も有すると判断した。本案訴訟については現在も係属中であるが、契約の信頼が守られる判断ということで韓国法曹界としては仮処分の結果に肯定的な意見が多いとのことであった。

三尾弁護士からは、日本と韓国の専属契約を比較すると、その期間の違いが際立つこと、韓国では、公正取引委員会等のひな型により「7年間」のお墨付きを得ているが、日本ではこのような長期の専属契約期間は考えられないとのコメントがあった。さらに、アーティストの十分な育成期間の確保とその後の投資回収を前提としたK-POPシステムを理解したうえで、三尾弁護士

からは、(i) 専属契約がK-POPシステムにおける年少の練習生時代を経た先にある場合、特に育成者との人的信頼関係を前提とするが、当該専属契約を通常の契約と同様に考えてよいのか、(ii) 日本では小さい事務所が多いので難しいが、韓国では大手事務所も多いことから、成功した後すぐ移籍され資金回収ができないという事務所側のリスクと、アーティストを保護すべきとの双方の課題を解消する施策として、例えばスポーツ業界のように、移籍金を移籍先の事務所が支払うという仕組みは考えられないのか、(iii) 韓国は、事務所以外でアーティストの育成カリキュラムを有する大学等があり、また「芸術家の地位と権利を守る法律」の制定等、国策としてエンターテインメント業界を支援する仕組みがあるが、その他政府としてK-POPシステムにどのような支援をしているのかという質問があった。(i) については、キム・ウォン弁護士から、以下2(3)の説明があった。(ii) については、移籍先の事務所が負担する場合もあるが、会社間の合意で解決するとのことであった。(iii) については、日本側の予想に反し、韓国政府のK-POPへの資金投資として認識している事案はないとのことであった。

(イ) 麻薬、校内暴力などの契約上の「社会的物議」の意味

芸能人等が社会的に否定的な論争などにより世間の注目を集め話題となった場合に、ブランドや番組などのイメージを傷つけることにより、出演契約や役務提供契約の付随的作為義務を果たせず、相手方に損害を与える場合がある。韓国のエンターテインメント産業における契約書では、麻薬、飲酒運転、性犯罪等の行為を含めて「社会的物議」という包括的な表現でこれを禁止し（「社会的物議」条項）、または責任を負わせる条項が記載されていることが多い。この点、契約期間中に社会的物議の対象となる行為が行われた場合には当該条項の対象になる一方で、契約締結前の行為について、当該条項の該当性を肯定した事例と否定した事例がそれぞれ紹介された。否定した事案は、契約締結の交渉段階で俳優に過去の「品位保持義務違反行為」の内容を相手方に明らかにすることを強要する行為は、憲法上重大な基本権の侵害であるとした。他方で、肯定した事案は、契約期間前でもドラマの製作放映に悪影響を与えたのであれば社会的物議条項に該当すると判示しており、解釈は分かれている。他に、コンサートを予定していた歌手が飲酒運転で逮捕されたものの、コンサートをキャンセルとすると主催側、会場等との間の損害賠償請求や違約金が発生することから容疑を否認し、コンサートを複数回実施した後に容疑を認めたという事案の紹介もあった。

三尾弁護士からは、何が「社会的物議」に該当するのかの判断が難しいのではないかと意見があった。例えば、最近韓国でSNSなどにより評判になったものの真偽不明なまま、当該アーティストの悪いイメージが拡散して出演等が中止になった事例があったが、日本でも出演者が麻薬使用で逮捕された映画の公開等が一時延期になり、国の助成金交付決定が取り消されて裁判に発展したケースがあった。このような場合、損害賠償責任の負担者は誰か、損害額の範囲はどこまでか等判断が難しいのではないかとのことであった。この点については、キム・ムンヒ弁護士から、仮に再撮影がされた場合などは損害の内容は明確であるものの、公開が延期になった場合などについては、当該俳優によって生じた問題により収益が減少したかについての立証は難しいとのコメントがあった。

(ウ) 近年の地上波放送3社とネイバー間のAI学習データ関連訴訟

また、AIに関して、地上波の放送局がネイバー社に提供したデータを契約の範囲を超えてAIの学習に利用したとして、著作権侵害訴訟を提起した事例もある。コンテンツの保有者とAI企業との間の利益相反問題が深刻化しているところ、法規制の急務が叫ばれているが、韓国の文化

体育観光部はAIが取得したデータの公開を義務付けるための法改正を推進するなどの方針を今年3月に出している。

三尾弁護士からは、AIの規制に関して、新法の制定や改正法によるべきか、業界のガイドライン等自主規制によるべきかという議論があり、日本はガイドラインでの対応を進めており、一方韓国では制定法もしくは改正法での規制が進められており、これは両国の、課題解決に対する取り組み方の違いを顕著に表しているとのコメントがあった。この点については、キム・ムンヒ弁護士からは、法律の制定は進んでいるものの、著作権の解決が必要になっており、法律による整理が完了しているわけではないとのコメントがあった。

イ 日本側：日本のマネジメント契約の法的論点—契約終了後の芸名の使用について（発表：照井勝弁護士、討論者：キム・ウォン弁護士）

エンターテインメントに関する日本側の発表は、日本のマネジメント契約における芸名使用の問題点に関する論点と継続的契約に関する討論であった。

（ア） 日本のマネジメント契約の特徴・芸名使用に関する規定

日本のマネジメント契約は、アメリカとは異なり、アーティストがマネジメント会社に独占的なマネジメント業務を委託することが一般的である。マネージャーや税理士・弁護士等のスタッフはアーティスト個人ではなく、マネジメント会社が雇う。そして、アーティストの出演契約は、マネジメント会社と放送局等の間の二当事者間の契約が通常であるため、マネジメント会社がアーティストに対して圧倒的な交渉力を有することも多い。このような実態から、マネジメント契約に関する裁判では労働法を（類推）適用する場合もある。

アーティストの芸名については、マネジメント契約には「芸名に関する権利は、マネジメント会社に帰属するものとする」と通常規定され、契約終了後についてはマネジメント会社の許諾がない限り、芸名を使用することができないと規定される場合もある。芸名に関する権利がマネジメント会社に原始的に発生するのか、アーティストに発生したものがマネジメント会社に譲渡（許諾）されるのかは多くの場合契約書には明記されず、権利関係は契約書上明らかではないことが多い。

（イ） 解釈上の論点

一般的に芸名はパブリシティ権によって保護されると解釈されている。パブリシティ権は判例で認められた権利であるが、多くの裁判例・通説ではパブリシティ権は一身専属的な権利であるとされるところ、第三者に譲渡することはできない。一身専属的な権利である以上はマネジメント契約終了後もアーティストは芸名を自由に使用できることになるはずだが、マネジメント契約では契約終了後のアーティストによる使用が禁止されるため、マネジメント契約終了後の芸名の使用を制限する条項の法的有効性が争われることがある。芸名の使用は以下の3パターンが考えられる。

① 本名と芸名が同一の場合

この場合、本名の使用を制限することになるため、芸名の使用制限は認められない可能性が高い。

② 本名と芸名が異なる場合

この場合、所属前から当該芸名をアーティストが使用していた場合に使用が禁止されるのは不合理である。また、マネジメント会社が芸名の作成にある程度のコストをかけており、

それが立証されたのではない場合にはアーティストに使用を認めるべきである。

③ グループ/バンド名の場合

人数が多く、入れ替わりも激しいグループの場合や、解散して個人で活動する場合の権利をどのように考えるべきかという問題が生じうる。

また、2024年12月に公正取引委員会から「音楽・放送番組等の分野の実演家と芸能事務所との取引等に関する実態調査報告書」が出されている。マネジメント会社が芸名を商標登録している可能性もあり、そのような場面において公正取引委員会の意見があるとしても、商標が当然にアーティストに譲渡されるというものではないという問題は生じうる。

(ウ) 討論

キム・ウォン弁護士から韓国のマネジメント契約の紹介がなされた。韓国では、既に有名なアーティストが事務所と契約する場合と、K-POPシステムによってアーティストになりたい、という小中高生が巨大な事務所に入って練習をする場合がある。後者は、事務所の先進化したシステムで育成をするため、アーティストがデビュー後、人気を得てすぐに独立されてしまうと事務所としては採算がとれないという問題が生じる。従前は韓国の公正取引委員会が作成し、現在は体育文化観光部が作成している雛形ではアーティストとの契約期間は7年が上限とされている。これらの契約は委任契約であり、契約当事者相互の信頼関係が破綻したときに解約が可能とされている。NewJeansの事案における信頼関係の破壊は、NewJeans側の一方的な主張でしかなかったため信頼関係の破綻が認定されなかったといえる。

この点に関しては、照井弁護士から、日本でも継続的な契約に関する重大な信頼関係の破壊の法理は存在しているとして以下のコメントがあった。

- ・日本でも、一般に賃貸借契約等の継続的な契約に適用されるものである。
- ・実際の芸能人の事例としては、契約書の規定の違反は存在しないものの、重大な信頼関係が破壊されたとして契約解除を認めた事例がある。
- ・もっとも「重大」であるかは立証のハードルが高く、通常はマネジメント契約の内容に違反が無ければ解除は難しい。
- ・労働法の類推適用についてもアーティスト側の立場が弱い場合に検討されるものであり、日本でもNewJeansの事案についてNewJeans側が労働者であるとの主張をすることは難しい。

契約終了後の芸名使用については、キム・ウォン弁護士から、体育文化観光部の雛形では、肖像権やパブリシティ権はアーティストに帰属する内容の専属契約となっており、アーティストの承諾がなければ使用できないとの韓国の状況の紹介があった。また、NewJeansの事例では、グループ名は事務所が商標登録していたが、芸名はアーティストのアイデンティティでもあるため、アーティストへの商標の移転が正当であると考えたとのコメントがあった。

この点について、照井弁護士からは、アーティストの人気が高い場合には、マネジメント会社が商標を取得していることがあるが、日本では、芸能事務所からアーティストが商標を取り戻せなかった事例もあり、そのような場合は、アーティストは芸名を変えて活動しているとの事案の紹介があった。



討論をする三尾美枝子弁護士（左）と発表をする照井勝弁護士（右）

第3章 総括（相良由里子弁護士／林いづみ弁護士）

今回の訪問総括にあたり、まずは、何よりも、我々訪問団を心より歓待頂いたクォン・ドンジュ会長、イム・チョルゲン事務局長、そして、長年日韓交流の橋渡し役としてご活躍され、今回の訪問に際しても、韓国側の窓口として、細やかな気遣いをいただいたイ・フドン弁護士をはじめとしたKIPLAの弁護士各位に感謝申し上げたい。

韓国のエンターテインメントプロダクション訪問においては、プロダクションが如何に苦心してアーティスト、そして、それを取り巻く知的財産を保護しながら世界に売り出しているのか、K-POPが世界を席卷している理由の一端を垣間見ることができたように思う。

また、共同セミナーにおいては、不正競争防止法とエンターテインメント法に関する両国のトピックを両国の発表者が分かりやすくプレゼンテーションを行い、それらに対して、両国の討論者が各国の共通点や相違点を踏まえて議論を行うことで、両法分野における両国の先端的な法制度や実務の内容や課題に対する理解を深めることができた。



（セミナーの集合写真：中央がKIPLAのクォン・ドンジュ会長・右側が知財ネットの林いづみ理事長及び知財センターの相良由里子委員長）

今回の韓国訪問に際しては、KIPLAとの間で、矢部耕三弁護士及び平野恵稔弁護士に種々の調整を頂いた。両弁護士のご協力にも感謝申し上げます。

知財センターは、「『日弁連知的財産センター』の活動と歴史」⁹にてご紹介しているとおり、国際展開として、①国際会議の開催サポート、②中小企業の海外展開支援、③外国の知財弁護士との意見交換会の開催等を行っている。今回の外国訪問プロジェクトも、知財センターの国際展開としての重要な活動の1つである。とりわけ、本稿にてご報告した韓国エンターテインメントプロダクションにおける知財保護や韓国の不正競争防止法、エンターテインメント法の法制度や実務について、プロダクション訪問や韓国の経験豊富な知財弁護士との意見交換を通じて得た最新情報を我が国の知的財産実務家に共有することができたことは、知財センターにとっても極めて意義深いことであると感じている。今後も、引き続き、このような外国訪問プロジェクトを継続し、有用な外国知的財産制度及び実務の情報提供に努めていきたい。

知財ネットは、国際チームを組織し、国内外の知的財産権に関する法律相談等のサービスを行うとともに、知財センターと共に外国訪問プロジェクトを継続的に計画・実施している。嬉しいことに、今回の韓国訪問プロジェクトには、知財ネットにおける新進気鋭の若手弁護士が数多く参加し、プロダクション訪問や共同セミナーにも積極的に関与した。このような取り組みは、知財ネット国際チームの更なる強化につながるものであり、若手活躍の良い機会ともなった。知財ネットとしては、今後も、知財センターと共に外国訪問プロジェクトを計画・実施し、知財ネットの国際化及び充実した国際知財法務サービスを目指していきたいと考えている。

以 上

9 https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/activity/data/chizai_ja_2.pdf